

堺市区民評議会条例

(設置)

第1条 区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性等について調査審議等を行う附属機関（以下「区民評議会」という。）として、別表左欄に掲げる区ごとにそれぞれ同表右欄に掲げる区民評議会を置く。

(所掌事務)

第2条 区民評議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、又は審査する。

- (1) 区における施策、事業等に係る総合的な計画の策定及び改定に関する事項
- (2) 区民の生活に密接な関係のある課題を解決するための施策、事業等の方向性及び方針に関する事項
- (3) 区域内における地域振興に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 区民評議会は、必要があると認めるときは、前項第1号及び第2号に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を具申することができる。

(組織等)

第3条 区民評議会は、それぞれ委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 区域内において公益的な活動に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 市長は、前項の規定による委員の委嘱に当たっては、多様な意見が適切に反映されるものとなるよう委員の構成について配慮しなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、区民評議会にそれぞれ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、解嘱されたものとする。

(会長及び副会長)

第6条 区民評議会にそれぞれ会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、その属する区民評議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 区民評議会の会議は、必要に応じてそれぞれ会長が招集し、会長がその議長となる。

2 区民評議会は、委員（議事に関係のある特別委員を含む。以下この条において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 区民評議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第2条第1項第3号に規定する事項を審査する場合において、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員は、当該事項に係る議事に加わることはできない。

(1) 審査の対象となる事業の実施主体である団体に属する者であるとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、公平性又は中立性の確保において支障を生じさせるおそれがあると区民評議会が認めるとき。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、区民評議会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第9条 区民評議会は、専門的な事項を調査審議させ、又は審査させるため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(調査審議結果等の取扱い)

第10条 市長は、区民評議会が調査審議し、若しくは審査した結果又は具申した意見を踏まえ、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、区民評議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる区民評議会の会議の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

別表（第1条関係）

堺区	堺市堺区区民評議会
中区	堺市中区区民評議会
東区	堺市東区区民評議会
西区	堺市西区区民評議会
南区	堺市南区区民評議会
北区	堺市北区区民評議会
美原区	堺市美原区区民評議会